

令和7年度

千葉市立緑町中学校 同窓会総会

議 事

(1) 第1号議案 令和6年度事業報告承認に関する件

(2) 第2号議案 令和6年度会計決算報告承認に関する件

※令和6年度会計監査報告

(3) 第3号議案 令和7年度事業計画案およびその承認に関する件

(4) 第4号議案 令和7年度予算案およびその承認に関する件

(5) 第5号議案 令和7年度役員案について

(1) 令和6年度 事業報告

事業	期 日	会 場	備 考
令和6年度同窓会 総会	R6.11.26	ホームページ掲載による開催	事業報告・計画、会計報告・予算案
同窓会入会式	R7. 3. 7	体育館	安藤会長出席 体育館で実施、各学級から2名を幹事として選出し、委嘱状を交付した。

収入 462,705円

支 出 2, 3 0 0 円

総収入	総支出	差引残高
462,705円	2,300円	460,405円

上記のとおり相違ありません。

令和7年10月31日 会 計 安 見 康 二

監査報告 出納簿並びに証拠書類について監査の結果適正に処理されていることを認めます。

令和7年10月31日 会計監査 鎌野 繁
会計監査 油布 茂男

※会計年度は11月1日から翌年10月31日

(3) 令和7年度 事業計画案

事業	期 日	会 場	備 考
令和7年度同窓会 総会（書面開催）	R7. 11. 28	本校ホームページを利用	事業報告・計画、会計報告・予算案
同窓会入会式	R8. 3. 5	本校体育館	卒業生 123 名予定 R7. 11. 1 現在
さくら等を剪定		学校敷地内 北側・東側	学校施設課剪定予定外のさくら等を 剪定予定。学校施設課と調整する。

(4) 令和7年度 会計予算案

収 入 485,593円

項目	令和6年度決算	令和7年度予算	増減	摘要
前年度繰越金	435,317円	460,405円	25,088円	
卒業生同窓会費	26,800円	24,600円	△2,200円	卒業生 123 名
利息	588円	588円	0円	
合 計	462,705円	485,593円	22,888円	

支 出 485,593円

項目	令和6年度決算	令和7年度予算	増減	摘要
さくら剪定	0円	200,000円	200,000円	さくら等剪定
事務通信費	760円	5,000円	4,240円	郵送費、振込手数料
印刷・製本費	1,540円	5,000円	3,460円	総会資料
予備費	0円	275,593円	275,593円	次年度以降の さくら等剪定費用
合 計	2,300円	485,593円	483,293円	

(5) 令和7年度 緑町中学校同窓会役員および事務局について

名誉会長	吉田	悦子 (校 長)	
顧 問	廣本	敦 (4 期)	第2代会長
	滝口	健二	第24代校長
参 与	宮崎	修 (教 頭)	
会 長	安藤	信夫 (21期)	
副 会 長	染谷	一男 (24期)	
会 計	安見	康二 (37期)	第29代PTA会長
会計監査	鎌野	繁 (31期)	本校元職員
	油布	茂男 (32期)	
事務局長	豊岡	重人 (39期)	元PTA会長
事務局次長	江田	大志 (教務主任)	
事 務 局	杉本	奈津 (51期)	
	西郡	麗 (65期)	

※ 役員任期は2年とする。任期はR6. 11. 1～R8. 10. 31とする。

同窓会規約

- 第1条 本会は千葉市立緑町中学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は本部事務局を千葉市立緑町中学校内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を図ると共に母校の充実発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため以下の事業を行う。
1. 名簿の作成（事務局で保管し配布はしない）
 2. 会報の発行
 3. 総会の開催
 4. 講演会・懇談会の開催
 5. 卒業生に対する、同窓会入会式の実施
 6. その他本会の目的達成に必要な事業
- 第5条 本会会員を正会員と特別会員に分ける。
1. 正会員は千葉市立緑町中学校及びその前身である千葉市立第五中学校の卒業生とする。
 2. 特別会員は本校現職員及び旧職員とする。
- 第6条 会員は住所、その他身上に異動があった場合はその都度事務局に連絡すること。
- 第7条 正会員は入会金を負担する。
入会金は1人200円とし、卒業の際に納入する。
- 第8条 本会には以下の役員を置く。
- | | |
|------|----------------|
| 名誉会長 | 1名 |
| 顧問 | 若干名 |
| 参与 | 若干名 |
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 幹事 | 各学級男女各1名を原則とする |
| 常任幹事 | 各年度男女各1名を原則とする |
| 会計 | 2名 |
| 会計監査 | 若干名 |
- 第9条 名誉会長は母校現校長を推薦する。
会長、副会長は正会員より総会において互選する。会計は会長が委嘱する。
- 第10条 会長は本会を代表し、総会及び幹事会を招集し、その会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第11条 常任幹事は各年度男女1名とし、各年度幹事中より互選する。
- 第12条 常任幹事は常任幹事会を構成し、幹事会の委任を受けて本会の常務処理にあたる。
- 第13条 幹事は各年度ホームルームにより男女1名を選出する。
- 第14条 幹事は幹事会を組織し、本会運営上の重要問題を審議する。
会計監査委員は常任幹事会の指名を受け、その任期は2年とする。重任は認めない。
- 第15条 本会には以下の事務局員を置く。事務局員は会長が委嘱する。
- | | |
|-------|-----|
| 事務局長 | 1名 |
| 事務局次長 | 若干名 |
- 事務局長は本校卒業生をもってこれに充てる。事務局次長は学校職員1名を含め若干名とする。
- 第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第17条 参与は母校職員より会長が委嘱する。前校長及び同窓会長経験者を顧問に推戴する。

- 第18条 参与は会長の諮問に答え、総会及び幹事会に参加し、意見を述べることができる。
- 第19条 総会は最高の議決機関である。総会はこれを定時総会と臨時総会にわけ、
定時総会は毎年11月に開くことを原則とする。定時総会では、活動報告、決算報告、活動計画、予算案、その他必要な事項を議事とする。臨時総会は会長が必要と認めた時、
或いは幹事の総員3分の1以上の要求があった時開かれる。
- 第20条 総会の議事は出席会員の過半数により決定する。但し、特別会員は議決に加わることができない。
- 第21条 定例幹事会は原則として定時総会の前に開く。臨時幹事会は会長が必要と認めたとき、
或いは幹事の総員の3分の1以上の要請があつて開かれる。
- 第22条 本会の会計年度は毎年11月1日始まり、翌年10月31日に終わる。但し、年度の収支決算は総会の際、及び会報をもって報告する。
- 第23条 本会の経費は年により処理する。内訳は以下の通りとする。
1. 入会金
2. 寄付
3. 利子・その他
- 第24条 本会会則は総会の議決により変更することができる。

附則

1. 本規約は総会決議の日より施行する。(昭和34年11月29日)
2. 本規約は平成28年度臨時総会により議決し、当日より施行する。(平成28年12月17日)
3. 本規約は平成29年度総会により議決し、当日より施行する。(平成29年11月26日)